

令和 5 年度

定期監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1 監査の種類1頁
第2 監査の範囲1頁
1 対象事務事業1頁
2 対象課等1頁
第3 監査の期間1頁
第4 監査の方法2頁
1 監査の対象課等から提出のあった監査資料2頁
2 説明を聴取した事務・事業等2頁
第5 監査の要点（監査重点項目）3頁
1 令和5年度一般会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）3頁
2 令和4年度一般会計補助事業に関する事務3頁
第6 監査の結果3頁
1 令和5年度一般会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）3頁～11頁
2 令和4年度一般会計補助事業に関する事務12頁～13頁
第7 監査の結果に基づく監査意見14頁
1 令和5年度一般会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）14頁
2 令和4年度一般会計補助事業に関する事務14頁

(注解)

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「-」は、該当数値等のないものである。

定期監査報告書

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 大 賀 満 成

第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

第2 監査の範囲

1 対象事務事業

- (1) 令和5年度一般会計で、【表1】に示す対象課等が所管する令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和4年度一般会計で、【表1】に示す対象課等が所管する歳出科目第18節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

2 対象課等

【表1】

部名等	課・室名等	課等の数
	議会事務局	
政策企画局	政策企画課（総合戦略室含む）	13
	DX推進課（窓口課設置準備室含む）	
	連携のまちづくり推進課	
	秘書課	
	情報システム課	
	先端開発推進課	
総務部	総務管財課（入札監理室、法務文書室含む）	13
	財政課	
	人事課	
	税務課（収納対策室含む）	
	市民課	
	危機管理課	

第3 監査の期間

令和6年1月23日（火）から 同年2月5日（月）まで

第4 監査の方法

監査の実施にあたっては、監査対象課等に対し【表2】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、監査の対象とした事務及び事業について、【表3】に示すとおり担当課から説明聴取を行った。

1 監査の対象課等から提出のあった監査資料

【表2】

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	補助金に 関する事務
	議会事務局	-	○	○	-
政策企画局	政策企画課（総合戦略室含む）	○	○	○	-
	DX推進課（窓口課設置準備室含む）	○	○	○	-
	連携のまちづくり推進課	○	○	○	○
	秘書課	○	○	○	-
	情報システム課	○	○	○	-
	先端開発推進課	○	○	○	-
総務部	総務管財課（入札監理室、法務文書室含む）	○	○	○	-
	財政課	○	○	○	-
	人事課	○	○	○	○
	税務課（収納対策室含む）	○	○	○	-
	市民課	○	○	○	-
	危機管理課	○	○	○	○

2 説明を聴取した事務・事業等

【表3】

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	補助金に 関する事務
	議会事務局	-	-	-	-
政策企画局	政策企画課（総合戦略室含む）	-	-	-	-
	DX推進課（窓口課設置準備室含む）	-	-	-	-
	連携のまちづくり推進課	○	○	○	○
	秘書課	-	-	-	-
	情報システム課	-	-	-	-
	先端開発推進課	-	-	-	-
総務部	総務管財課（入札監理室、法務文書室含む）	-	-	-	-
	財政課	-	-	-	-
	人事課	○	○	○	○
	税務課（収納対策室含む）	-	-	-	-
	市民課	-	-	-	-
	危機管理課	○	○	○	○

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 令和5年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）執行率の低い要因は何か。
- （3）調定の時期及び手続きは適正か。
- （4）滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- （5）予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。

2 令和4年度一般会計補助事業に関する事務

- （1）公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- （2）補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- （3）補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- （4）補助金等の交付時期は妥当であるか。
- （5）補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- （6）実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- （7）事業計画書どおりの精算が行われているか。

第6 監査の結果

令和5年度予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和4年度一般会計補助事業が関係法令及び益田市補助金等交付規則等に基づき適正かつ効果的に交付されているかに主眼をおき、監査対象とした議会事務局等13局課から監査調書の提出を求め、書面監査を行った。

補助事業については、調書から抽出した16件の補助事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び補助事業の手続きは、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じ、改善されるとともに、関係法令、例規等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

1 令和5年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

（1）監査対象歳入・歳出予算執行状況

監査の対象とした令和5年度一般会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日まで）は、次のとおりである。

なお、人件費は一部集計から除いている。

◆議会事務局

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率	
					B/A	
議会費	144,581,000	117,905,431	117,280,431	26,675,569	81.5	
合計	144,581,000	117,905,431	117,280,431	26,675,569	81.5	

◆政策企画課(総合戦略室含む)

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務費国庫補助金	991,350,000	351,091,000	334,846,000	16,245,000	33.8	95.4
総務費県補助金	3,500,000	3,500,000	0	3,500,000	0.0	0.0
総務費寄附金	36,000,000	29,000,000	21,000,000	8,000,000	58.3	72.4
ふるさと応援基金繰入金	124,392,000	0	0	0	0.0	—
創生基金繰入金	2,830,000	0	0	0	0.0	—
雑入	2,885,000	1,610,000	1,410,000	200,000	48.9	87.6
総務債	132,200,000	0	0	0	0.0	—
合計	1,293,157,000	385,201,000	357,256,000	27,945,000	27.6	92.7

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率	
					B/A	
企画費	120,861,000	29,248,218	29,248,218	91,612,782	24.2	
広報広聴費	16,813,000	13,123,470	9,271,193	3,689,530	78.1	
合計	137,674,000	42,371,688	38,519,411	95,302,312	30.8	

◆DX推進課(窓口課設置準備室含む)

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務費国庫補助金	55,004,000	0	0	0	0.0	—
雑入	2,614,000	0	0	0	0.0	—
合計	57,618,000	0	0	0	0.0	—

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率	
					B/A	
企画費	110,107,000	98,067,132	37,932,331	12,039,868	89.1	
合計	110,107,000	98,067,132	37,932,331	12,039,868	89.1	

◆連携のまちづくり推進課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務使用料	272,000	155,120	141,510	13,610	52.0	91.2
総務費国庫補助金	2,315,000	0	0	0	0.0	—
総務費県補助金	41,741,000	24,332,000	11,599,000	12,733,000	27.8	47.7
生産物売払収入	50,000	0	0	0	0.0	—
地域振興基金繰入金	161,641,000	0	0	0	0.0	—
匹見地域活性化基金繰入金	1,106,000	0	0	0	0.0	—
雑入	2,610,000	4,535,370	1,363,370	3,172,000	52.2	30.1
合計	209,735,000	29,022,490	13,103,880	15,918,610	6.2	45.2

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
地域振興費	240,752,000	192,479,272	177,820,855	48,272,728	79.9
交通対策費	212,786,000	187,639,156	184,696,071	25,146,844	88.2
合計	453,538,000	380,118,428	362,516,926	73,419,572	83.8

◆秘書課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務雑入	0	40	40	0	—	100.0
合計	0	40	40	0	—	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
一般管理費	12,508,000	10,184,738	9,896,278	2,323,262	81.4
合計	12,508,000	10,184,738	9,896,278	2,323,262	81.4

◆情報システム課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
雑入	18,755,000	17,210,000	0	17,210,000	0.0	0.0
合計	18,755,000	17,210,000	0	17,210,000	0.0	0.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
情報処理費	198,177,000	176,657,597	102,583,056	21,519,403	89.1
合計	198,177,000	176,657,597	102,583,056	21,519,403	89.1

◆先端開発推進課

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務費県補助金	513,000	512,770	0	512,770	0.0	0.0
雑入	74,473,000	24,421,828	22,854,927	1,566,901	30.7	93.6
合計	74,986,000	24,934,598	22,854,927	2,079,671	30.5	91.7

〔歳入〕(繰越明許費)

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
雑入	19,000,000	0	0	0	0.0	—
総務債	135,900,000	0	0	0	0.0	—
合計	154,900,000	0	0	0	0.0	—

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
企画費	4,711,000	2,849,173	1,768,121	1,861,827	60.5
情報処理費	102,383,000	63,131,288	32,372,673	39,251,712	61.7
合計	107,094,000	65,980,461	34,140,794	41,113,539	61.6

〔歳出〕(繰越明許費)

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
情報処理費	170,935,900	150,732,500	140,744,500	20,203,400	88.2
合計	170,935,900	150,732,500	140,744,500	20,203,400	88.2

◆総務管財課（入札監理室、法務文書室含む）

〔歳入〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務使用料	2,843,000	982,600	888,600	94,000	31.3	90.4
総務手数料	1,000	0	0	0	0.0	—
総務費委託金	4,644,000	4,143,459	4,143,459	0	89.2	100.0
財産貸付収入	5,755,000	5,983,609	5,051,238	932,371	87.8	84.4
利子及び配当金	481,000	175,469	175,469	0	36.5	100.0
不動産売払収入	1,000	5,405,654	5,405,654	0	540,565.4	100.0
物品売払収入	1,321,000	2,761,000	2,761,000	0	209.0	100.0
資産活用基金繰入金	184,169,000	0	0	0	0.0	—
雑入	695,000	426,896	282,896	144,000	40.7	66.3
合計	199,910,000	19,878,687	18,708,316	1,170,371	9.4	94.1

〔歳出〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
一般管理費	22,901,000	22,049,938	14,763,896	851,062	96.3
財産管理費	946,311,000	911,104,876	728,465,174	35,206,124	96.3
企画費	156,000	156,000	156,000	0	100.0
契約監理費	3,326,000	1,539,739	863,630	1,786,261	46.3
統計調査総務費	4,685,000	3,881,494	3,881,494	803,506	82.8
合計	977,379,000	938,732,047	748,130,194	38,646,953	96.0

〔歳出〕（繰越明許費）

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
財産管理費	16,826,000	14,761,643	14,761,643	2,064,357	87.7
合計	16,826,000	14,761,643	14,761,643	2,064,357	87.7

◆財政課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
地方揮発油譲与税	51,000,000	47,151,000	47,151,000	0	92.5	100.0
自動車重量譲与税	180,000,000	141,709,000	141,709,000	0	78.7	100.0
航空機燃料譲与税	1,500,000	2,922,000	2,922,000	0	194.8	100.0
森林環境譲与税	82,118,000	41,059,000	41,059,000	0	50.0	100.0
利子割交付金	3,500,000	3,338,000	3,338,000	0	95.4	100.0
配当割交付金	23,000,000	4,548,000	4,548,000	0	19.8	100.0
株式等譲渡所得割交付金	13,000,000	0	0	0	0.0	—
法人事業税交付金	85,000,000	68,371,000	68,371,000	0	80.4	100.0
地方消費税交付金	1,060,000,000	797,617,000	797,617,000	0	75.2	100.0
環境性能割交付金	13,000,000	11,268,000	11,268,000	0	86.7	100.0
地方特例交付金	30,000,000	34,693,000	34,693,000	0	115.6	100.0
地方交付税	9,000,862,000	8,362,178,000	8,362,178,000	0	92.9	100.0
総務費県補助金	18,536,000	18,536,000	18,536,000	0	100.0	100.0
一般寄附金	10,000	0	0	0	0.0	—
財政調整基金繰入金	176,696,000	0	0	0	0.0	—
減債基金繰入金	3,421,000	0	0	0	0.0	—
繰越金	1,180,200,000	1,180,200,328	1,180,200,328	0	100.0	100.0
雑入	7,511,000	468,241	468,241	0	6.2	100.0
臨時財政対策債	85,348,000	0	0	0	0.0	—
合計	12,014,702,000	10,714,058,569	10,714,058,569	0	89.2	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
財政管理費	6,102,000	5,042,163	2,373,563	1,059,837	82.6
元金	3,406,537,000	1,813,528,857	1,813,528,857	1,593,008,143	53.2
利子	113,054,000	58,440,031	58,440,031	54,613,969	51.7
予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	0.0
合計	3,555,693,000	1,877,011,051	1,874,342,451	1,678,681,949	52.8

◆人事課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
雑入	10,257,000	5,646,318	5,646,318	0	55.0	100.0
合計	10,257,000	5,646,318	5,646,318	0	55.0	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
人事管理費	282,523,000	207,560,006	204,936,506	74,962,994	73.5
合計	282,523,000	207,560,006	204,936,506	74,962,994	73.5

◆税務課（収納対策室含む）

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
個人（市民税）	1,865,570,000	2,179,949,675	1,224,556,259	955,393,416	65.6	56.2
法人（市民税）	323,994,000	275,236,500	294,183,871	△ 18,947,371	90.8	106.9
固定資産税	2,551,227,000	2,680,944,758	1,864,713,238	816,231,520	73.1	69.6
国有資産等所在市町村交付金	65,962,000	65,962,200	65,962,200	0	100.0	100.0
環境性能割（軽自動車税）	11,775,000	7,949,300	7,232,400	716,900	61.4	91.0
種別割（軽自動車税）	167,358,000	171,307,903	169,252,703	2,055,200	101.1	98.8
市たばこ税	305,830,000	244,652,256	219,267,043	25,385,213	71.7	89.6
鉱産税	61,000	42,300	42,300	0	69.3	100.0
入湯税	3,597,000	2,955,900	2,950,650	5,250	82.0	99.8
総務手数料	3,870,000	2,780,200	2,705,000	75,200	69.9	97.3
総務費委託金	67,589,000	52,316,156	52,316,156	0	77.4	100.0
延滞金	553,000	476,536	414,337	62,199	74.9	86.9
加算金	1,000	0	0	0	0.0	—
滞納処分費	1,000	0	0	0	0.0	—
雑入	2,000	920	920	0	46.0	100.0
合計	5,367,390,000	5,684,574,604	3,903,597,077	1,780,977,527	72.7	68.7

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
税務総務費	27,000	19,000	19,000	8,000	70.4
徴收費	10,349,000	7,442,553	7,303,318	2,906,447	71.9
賦課費	74,550,000	53,592,375	35,900,169	20,957,625	71.9
合計	84,926,000	61,053,928	43,222,487	23,872,072	71.9

◆市民課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務手数料	19,251,000	14,223,450	13,348,850	874,600	69.3	93.9
総務費国庫補助金	44,583,000	0	0	0	0.0	—
総務費委託金（国）	326,000	327,000	243,000	84,000	74.5	74.3
総務費委託金（県）	54,000	51,263	51,263	0	94.9	100.0
雑入	1,000	450	450	0	45.0	100.0
合計	64,215,000	14,602,163	13,643,563	958,600	21.2	93.4

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
戸籍住民基本台帳費	93,109,000	36,706,272	28,443,366	56,402,728	39.4
合計	93,109,000	36,706,272	28,443,366	56,402,728	39.4

◆危機管理課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
交通安全対策特別交付金	6,300,000	2,394,000	2,394,000	0	38.0	100.0
総務費委託金(国)	200,000	0	0	0	0.0	—
総務費委託金(県)	71,000	71,000	71,000	0	100.0	100.0
雑入	1,700,000	0	0	0	0.0	—
合計	8,271,000	2,465,000	2,465,000	0	29.8	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
交通安全対策費	7,882,000	7,037,240	1,042,240	844,760	89.3
防災対策費	16,919,000	14,509,466	9,080,386	2,409,534	85.8
諸費	6,168,000	5,480,563	5,435,888	687,437	88.9
合計	30,969,000	27,027,269	15,558,514	3,941,731	87.3

(2) 監査重点項目の状況

ア 各課等が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、課別の事業数及び職員からの説明聴取を行った事業数は【表4】のとおりである。

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について調書を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

【表4】説明聴取事業数内訳

部名等	課・室名等	歳入				歳出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
	議会事務局	0	0	0	0	8	0	0	0
政策企画局	政策企画課(総合戦略室含む)	12	0	0	0	12	0	0	0
	DX推進課(窓口課設置準備室含む)	3	0	0	0	5	0	0	0
	連携のまちづくり推進課	16	0	12	0	27	0	7	0
	秘書課	1	0	0	0	4	0	0	0
	情報システム課	5	0	0	0	5	0	0	0
	先端開発推進課	6	2	0	0	5	2	0	0
総務部	総務管財課(入札監理室、法務文書室含む)	21	0	0	0	26	1	0	0
	財政課	22	0	0	0	6	0	0	0
	人事課	5	0	4	0	9	0	2	0
	税務課(収納対策室含む)	20	0	0	0	11	0	0	0
	市民課	9	0	0	0	7	0	0	0
	危機管理課	4	0	3	0	19	0	7	0
	合計	124	2	19	0	144	3	16	0

— 参考 —

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

(予算の執行及び事故繰越し)

第百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

2 令和4年度一般会計補助事業に関する事務

(1) 監査対象補助事業

監査の対象とした令和4年度一般会計補助事業及び説明聴取を行った事業は【表5】のとおりである。

【表5】令和4年度一般会計補助事業及び説明聴取事業

部名等	課・室名等	補助金名称	説明聴取	R4年度補助金見直し	検証結果
政策企画局	連携のまちづくり推進課	1 自治会補助金	○	対象外	
		2 自治会長活動特別補助金	○	対象外	
		3 連自治会補助金	○	対象外	
		4 まちづくり活動特別補助金	○	対象外	
		5 わくわく益田生活実現支援事業移住支援金	○	対象外	
		6 まずだ暮らし定着支援事業助成金	○	対象外	
		7 益田市地域公共交通活性化協議会補助金		対象外	
		8 益田市バス運行対策費補助金	○	対象外	
		9 地方バス路線維持特別支援事業交付金	○	対象外	
		10 交通系ICカード整備事業費補助金	○	対象外	
		11 益田市タクシー事業者燃料費高騰緊急対策事業交付金	○	対象外	
		12 大学生等フィールドワーク推進事業補助金		対象	継続
		13 コミュニティ助成事業補助金	○	対象外	
		14 協働のまちづくり事業補助金	○	対象外	
		15 空き家バンク登録支援補助金		対象	継続
		16 空き家バンク登録推進補助金		対象	継続
		17 空き家改修補助金		対象	継続
総務部	人事課	1 益田市職員特別研修受講助成金	○	対象外	
	危機管理課	1 益田市自主防災組織設置補助金		対象外	
		2 益田市交通対策協議会補助金	○	対象外	
		3 益田市防犯協会補助金	○	対象外	
		4 益田市街路灯設置事業費補助金	○	対象	継続
事業数			16	5	5

(2) 監査重点項目の状況

監査の対象とした補助事業について、補助金等交付要綱、益田市補助金等交付規則に基づき関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

また、「補助金等の見直しに関する指針」に基づき、要綱の失効期限に合わせ、効果の検証、継続可否の判断を行っている。

なお、交付団体における翌年度繰越額が交付額を超えるものはなかった。

— 参考 —

地方自治法

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金の定義

地方自治法第232条の2が、地方公共団体が補助金を交付する法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政実例（昭和28年6月29日 自行行発第186号）で「公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

補助金の支出方法

地方公共団体が補助金を支出するにあたっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続きを明確にすることが求められている。

本市では益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第20条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、各課が個別の要綱等で定めることとなる。

補助金等の適正化

平成26年12月に策定された「補助金等の見直しに関する指針」に基づき、行政評価委員会による評価を受けて行われていた補助金の継続の可否判断については令和3年度で終了している。令和4年度以降は、要綱の失効期限に合わせ、各課において補助事業等の効果を検証し、継続可否の判断を行うこととなっている。

第7 監査の結果に基づく監査意見

予算執行及び補助事業の事務手続きは、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務処理上の軽微な過誤等についてはその都度指摘し、改善等を行うよう指導したため、記述は省略とした。

今回監査対象となった課だけでなく、市全体で適正な事務処理について再認識し、財務事務の適正性が確保されることを期待する。

1 令和5年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

（1）予算執行状況について

3/四半期終了時点（12月末）の実績を基に監査を行ったが、時期的に考えて執行率が低いものや、全く執行されていないものが見受けられた。説明聴取では、実績に基づき年度末に執行することであるが、こうした事例は毎年多く見られることから、事務処理時期の集中により過誤が発生しないよう厳正な事務処理に努められたい。

（2）例月現金出納検査からの指摘事項について

支払遅延については以前から繰り返し意見してきているが、いまだに見受けられるため、関係法令を遵守し、事務担当者、管理監督職も含め、迅速な会計処理を徹底していただくことを要望する。

2 令和4年度一般会計補助事業に関する事務

今年度は、補助金に関する事務を重点項目として監査を実施した。

（1）補助要綱等の整備について

補助金の交付要綱の整備については、決算審査においても繰り返し指摘してきたところであり、整備が進んだことを確認できたが、一部の事業において整備されていなかった。補助金の意義や交付額の根拠を明確にするために、平成26年12月に策定された「補助金等の見直しに関する指針」に基づき、未整備のものについては早急に整備されたい。

関連して、この指針にある「補助金等見直し指針策定の主旨」を確認し、各部課において「補助金等の見直しフロー」に沿って補助金の効果を検証し、継続可否の検討、見直しを行うよう要望する。

（2）関係書類の整備について

各補助金等交付要綱及び益田市補助金等交付規則にのっとり、関係書類を監査したところ、一部において定められた様式を使用、作成されていないものが見受けられた。これらの書類は審査に欠かせないものであり、公金の支出の重要性を認識するとともに補助金の目的外使用を防ぐために、厳正な事務処理の徹底を要望する。

令和5年度定期監査報告書

令和6年3月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分庁舎

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0536

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp